

自己評価実施要項等の主な改正事項

1. 自己評価実施要項

No.	改正内容	該当箇所
1	「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、参考資料3として掲載されている評価基準を修正する。	資料3－5 P. 3 【自己評価実施要項】 参考資料3 基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示

2. 法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領

No.	改正内容	該当箇所
1	「法科大学院評価基準要綱」の改定にあわせ、適性試験の運用方法に関する記入を不要とする様式に改める。	資料3－5 P. 6 【法科大学院年次報告書・法科大学院対応状況報告書作成要領】 様式7 法科大学院年次報告書 5. 入学者選抜 （4）適性試験の運用方法

基準に対する自己評価の根拠となる資料・データ等の例示（抄）

ここには、基準ごとに、自己評価を行う際に必要と考えられる資料・データ等を、枠の中に例示してあります。これらはあくまでも例示であり、必ずしもすべての資料・データ等を求めるものではありません。各法科大学院の目的や状況等に応じて資料・データ等をご用意いただき、自己評価書に貼付もしくは別添として提出してください。

ただし、「自己評価実施要項」14頁の「（４）根拠となる資料・データ等の示し方」の⑦に挙げられている資料・データ等については、自己評価書の別添として必ず提出いただくものになりますので、ご注意ください。

第 6 章 入学者選抜等

6－1 入学者受入

6－1－4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

解釈指針 6－1－4－1

入学者選抜に当たっては、文部科学省が策定する「法科大学院法学未修者等選抜ガイドライン」に即して実施するとともに、~~適性試験を用いて、~~法科大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力及び表現力等が、適確かつ客観的に評価されていることが必要である。

~~解釈指針 6－1－4－2~~

~~入学者選抜において、適性試験の成績が適切に利用されていることを確保するため、次の各号に掲げる措置が講じられていることが必要である。~~

~~（１）適性試験において著しく低い点数の者を入学させないよう、各法科大学院において、入学最低基準点を設定する必要がある。~~

~~その際、入学最低基準点については、総受験者の下位から 15% を基本とする。~~

~~（２）入学最低基準点は、各法科大学院の募集要項等に明示するなど、受験者に周知することが必要である。~~

解釈指針 6－1－4－2-3

法学未修者に対して、法律学の知識及び能力の到達度を測ることができる試験（法学検定試験等）の結果を加点事由とすることは適切ではない。

解釈指針 6－1－4－3-4

法学既修者の入試科目及び出題範囲は、原則として、法学未修者コース 1 年次教育の科目及び範囲と等しいことが求められる。

法学既修者の入学試験において、学部 3 年次生の受験を認めるいわゆる飛び入学のための試験を実施する場合には、入学後に十分な学修を期待することができる適性及び能力をもつ者であることを、学部における成績などもあわせて考慮して、適確に判定することが求められる。

☐ 入学者選抜要項

☐ 入学試験問題

☐ ~~適性試験の成績の利用に関する方針や合格者における適性試験の平均点・最低点などが把握できる資料~~

第 11 章 自己点検及び評価等

11-2 情報の公表

11-2-1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

解釈指針 11-2-1-1

法科大学院の教育研究活動等の状況については、次の各号に掲げる事項が、毎年度、公表されている必要がある。

- (1) 設置者に関すること
- (2) 教育の理念及び目標に関すること
- (3) 教育上の基本組織に関すること
- (4) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、教育研究業績及び実務経験に関すること
- (5) 入学者受入方針、~~適性試験の利用方法~~、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること
- (6) 収容定員、在籍者の数及び進級の状況に関すること
- (7) 法科大学院の課程の修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、標準修業年限、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- (8) 学修の成果に係る評価、並びに進級及び修了の認定に当たっての基準に関すること
- (9) 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育環境に関すること
- (10) 授業料、入学料その他の法科大学院を置く大学が徴収する費用に関すること
- (11) 学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- (12) 修了者の数並びに司法試験の合格者数及び合格率その他修了者の進路に関すること

解釈指針 11-2-1-2

解釈指針 11-2-1-1 の各号に掲げる事項のほか、教育の理念及び目標に基づき学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表していることが望ましい。

解釈指針 11-2-1-3

解釈指針 11-2-1-1 (4) にいう各教員の教育研究業績及び実務経験には、次の各号に掲げる事項を含むことが必要である。

- (1) 研究者教員については、担当授業科目名、主な職歴、及び最近 5 年間における主な研究業績
- (2) 実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作
- (3) 専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動

- ☐教育活動等に関する重要事項を記載した文書（研究科概要、入学者選抜要項、ウェブサイト等）
- ☐自己点検及び評価の結果が掲載された刊行物、ウェブサイト
- ☐教員の情報開示に関する資料

~~(4) 適性試験の運用方法~~~~①合格者における適性試験の平均点及び最低点~~

区——分	平成〇年度	平成(〇－1)年度	平成(〇－2)年度	機構使用欄
合格者における 適性試験の平均点				
合格者における 適性試験の最低点				

- ~~(注) 1. 本文書作成年度を含む過去3年度について、5月1日現在で記入してください。~~
~~2. 「合格者における適性試験の平均点」欄については、小数点第2位を切り捨ててください。~~

~~②入学者選抜における適性試験の取扱方針~~

	機構使用欄

- ~~(注) 1. 本文書作成年度の5月1日現在における取扱方針について記入してください。~~
~~2. 取扱方針の適用について例外等を定めている場合は、その内容を記入してください。~~

~~(4.5) 入学者選抜の改善~~

	機構使用欄

- ~~(注) 本文書作成年度の5月1日現在における入学者選抜の改善への取組(検討状況含む。)について記入してください。~~